

滋賀の流域治水



日野川の河川改修



昭和34年伊勢湾台風（野洲市小南）



昭和28年台風13号（近江八幡市鷹飼町）



図上訓練の様子（東近江市きぬがさ町）

滋賀県土木交通部 流域政策局
流域治水政策室

◆「滋賀の流域治水」について

【定義】

「滋賀の流域治水」とは、①どのような洪水にあっても、人命が失われることを避け(最優先)、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水のことです。

【これまでの歩み】

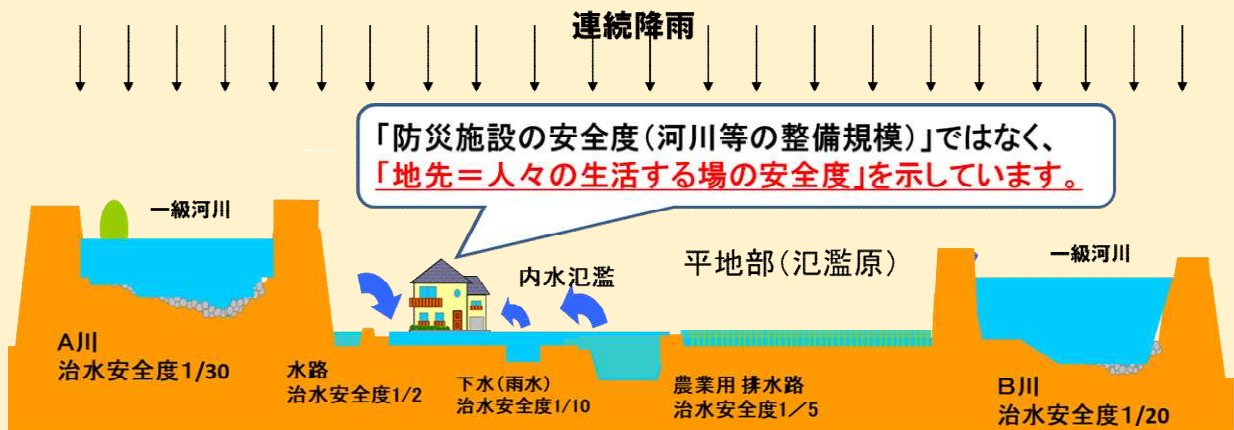
平成18年9月	流域治水政策室 設置
平成18年10月	水政対策本部琵琶湖流域治水推進部会 設置(庁内組織)
平成19年7月～平成23年5月	流域治水検討委員会(行政部会) 開催
平成20年2月～平成21年3月	流域治水検討委員会(住民会議)[平成20年12月提言提出]
平成21年1月～平成22年5月	流域治水検討委員会(学識者部会)[平成22年5月提言提出]
平成23年4月	流域政策局 設置
平成24年3月	滋賀県議会で『滋賀県流域治水基本方針』を議決、策定
平成24年9月～平成25年8月	「地先の安全度マップ」公表
平成26年3月	『流域治水の推進に関する条例』議決・公布
令和2年3月	「地先の安全度マップ」更新

【4つの対策】

- 川の中の対策 「ながす」対策 ⇒河道内で洪水を安全に流下させる対策
- 川の外の対策 「ためる」対策 ⇒流域貯留対策
- 「とどめる」対策⇒はん濫原減災対策
- 「そなえる」対策⇒地域防災力向上対策

◆流域治水の基礎情報は「地先の安全度マップ」

大河川の氾濫だけでなく、中小河川や身近な用水路等の氾濫も考慮した、より実現象に近い浸水リスク図である「地先の安全度マップ」(想定浸水深図)を、滋賀県は平成24年に公表しています。「地先の安全度マップ」は、滋賀県流域治水条例第8条に基づいて公表し、おおむね5年ごとに更新することになっており、流域治水を進めるための水害リスクの基礎情報として位置付けています。



大きな川だけではなく、中小河川や身近な水路の氾濫も考慮しています。

→**実現に近い予測**です。

※琵琶湖からの氾濫は考慮していません

◆「地先の安全度マップ」の活用例

【10年確率降雨の図面(時間雨量50mm)】

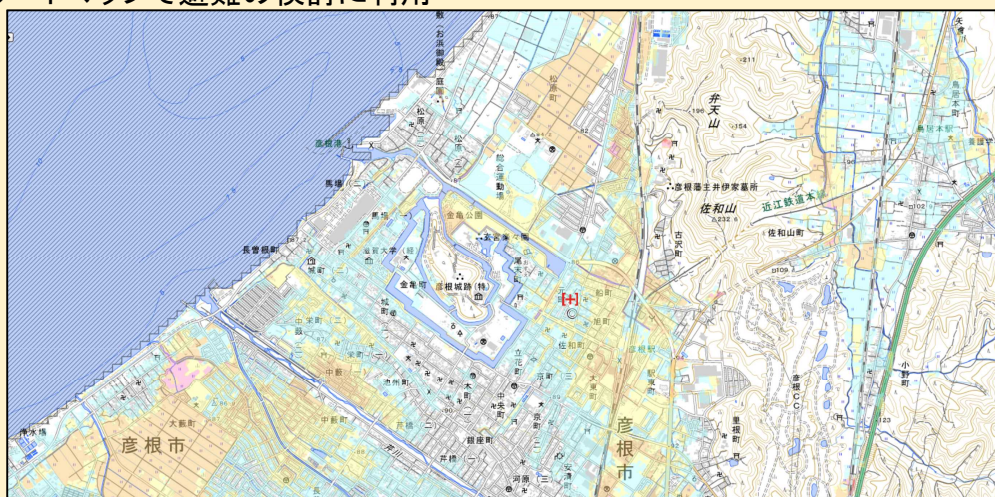
床上浸水など生活再建が難しい被害を避けるため、50cm以上の浸水が予想される区域は、市街化区域に新規編入することを原則禁止



10年確率降雨時の想定浸水深図

【100年確率降雨の図面(時間雨量109mm)】

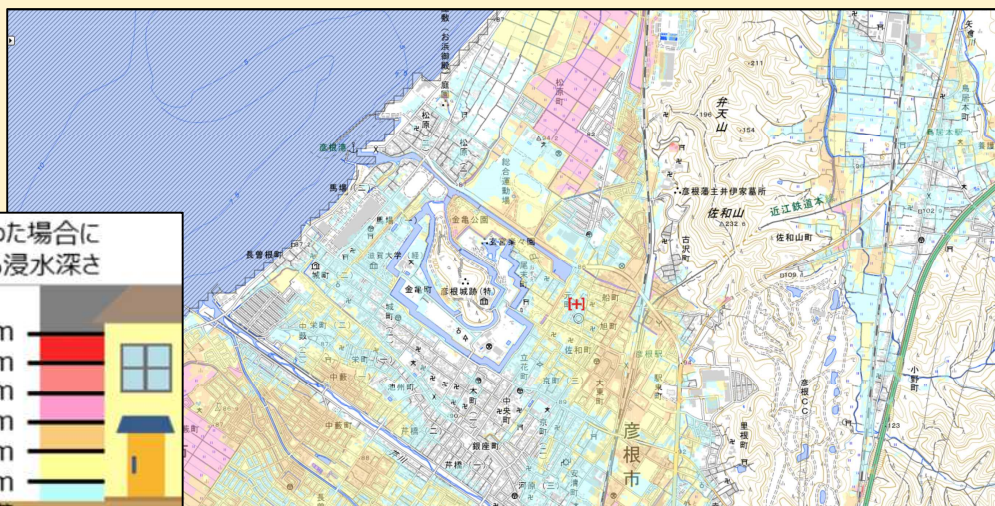
市町のハザードマップで避難の検討に利用



100年確率降雨時の想定浸水深図

【200年確率降雨の図面(時間雨量131mm)】

どのような洪水でも命を守るため、安全な避難空間を確保する住まい方を検討する時に利用



200年確率降雨時の想定浸水深図



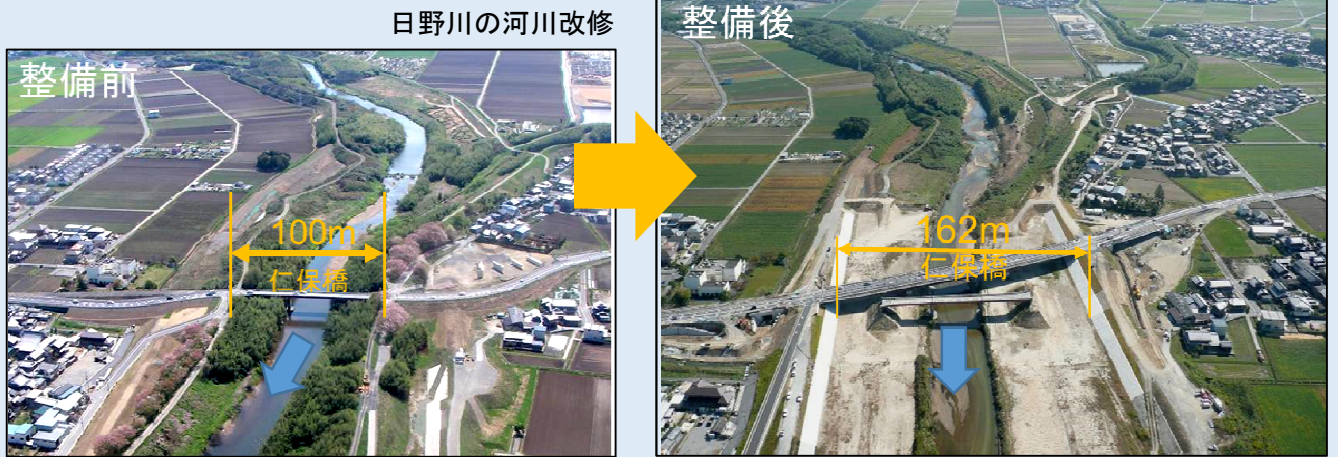
「滋賀の流域治

【対策1】 河川整備などで洪水を川で安全に「ながす」

流域治水条例第9条

基幹的 対策

流域治水の基幹的な対策として、河川改修などの河川整備や、川にたまった土砂を取り除き、生えている木の伐採などの維持管理を、計画的、効果的に推進します。



【対策2】 降った雨を「ためる」

流域治水条例第10,11条

河川や水路が流せる水量には限界があります。公園やグラウンドなどに降った雨を一時的に「ためる」対策により、河川の負担を軽くします。条例では、施設の管理者や森林、農地の所有者に雨水をためたり地下にしみこませることを努力義務としてお願いしています。



雨水貯留式公用車駐車場(彦根市)



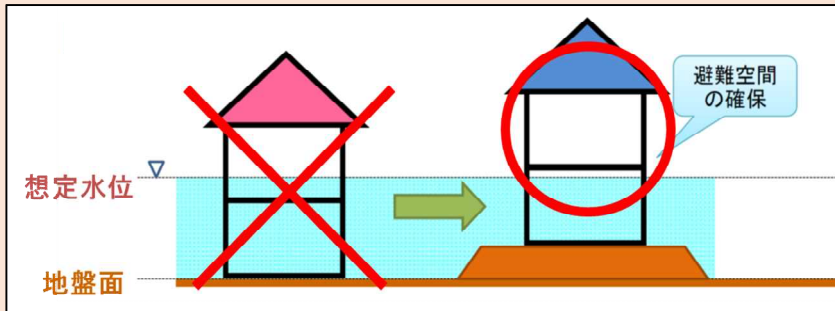
水」4つの対策

【対策3】 被害を最小限に「とどめる」

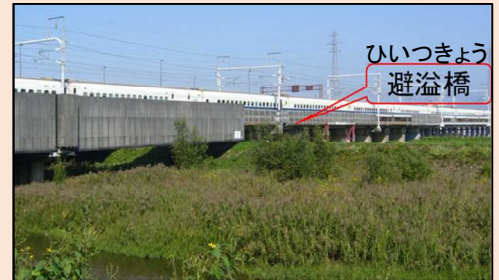
流域治水条例第条12～25条

万一逃げ遅れてしまった時にも、命を守る安全な住まい方となっていることが大切です。水害リスクに応じた土地利用や避難空間が確保できる安全な住まい方を推進します。

また道路事業等により盛土構造物を設置する時は、事業者がその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮することを義務化しています。



将来にわたって安心して住める地域とするため、特に水害リスクの高い区域は浸水警戒区域に指定し、改築や新築時に安全な避難空間が確保された住宅となるよう建築制限します。



新幹線の建設に伴う水害リスクの変化を考慮し、盛土ではなく避溢橋(ひいつきょう)にした例(米原市)
※橋梁形式にすることで、洪水が上流に溜まることなく下流へ流れる

【対策4】 地域づくりで水害に「そなえる」

流域治水条例第条26～34条

洪水が起こりそうな時に正しい避難行動ができるよう、地域の防災力を高めることが重要です。自治会や小学校での出前講座や図上訓練を実施することにより、地域特性に応じた避難について、住民のみなさんとともに考えます。

また、水害体験を聞き取り、水害の「記憶と記録」を次世代に引き継いでいく取組をしています。



自治会での出前講座(甲賀市三本柳)



小学校での出前講座(桐原小学校)



自治会での図上訓練(近江八幡市金田学区)



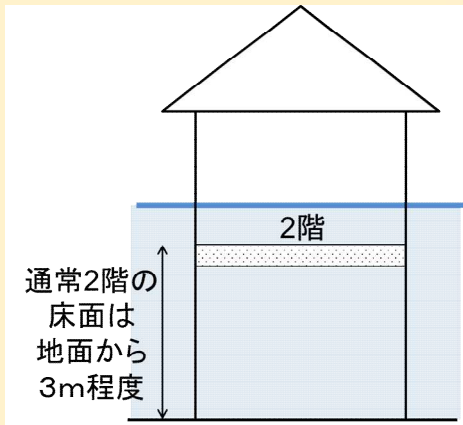
水害履歴調査(米原市上丹生)

◆重点地区における水害に強い地域づくりの取り組み

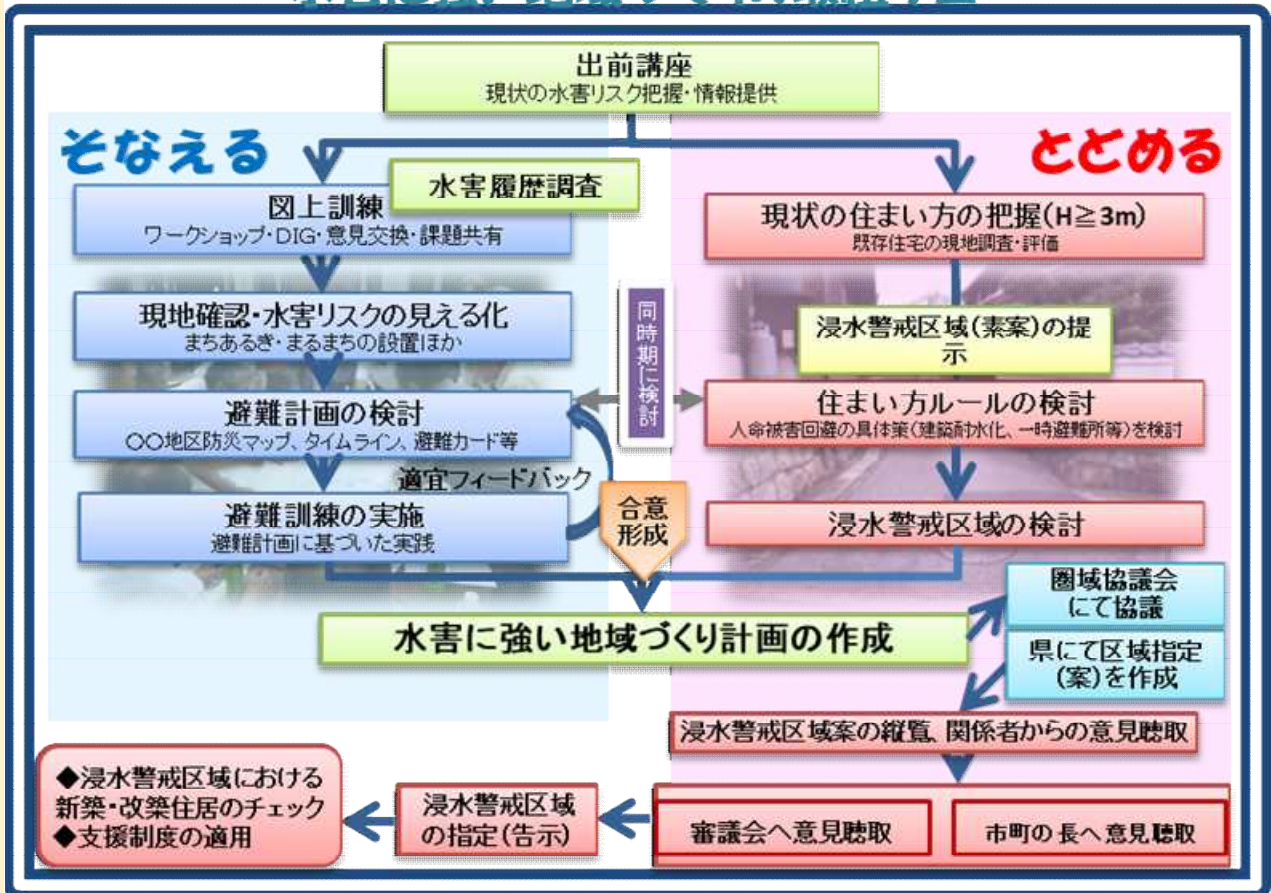
3m以上の浸水が予測されるエリアでは、①平屋が水没する、②2階の床面が浸水する、③木造家屋は浮き上がる可能性があり、生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあります。

滋賀県では、200年に一度の降雨時に3m以上の浸水が予測されるエリアで、家屋があるか開発の可能性が高い地区を重点地区として、水害に強い地域づくりを地域の皆さんと取り組んでいます。

重点地区では、現在お住まいの方の避難を考える「そなえる」対策と、安全な住まい方に転換することにより被害を最小限に「とどめる」対策の取り組みを実施し、地域の方とともに「水害に強い地域づくり計画」を作成します。「とどめる」対策では、将来にわたって水害に強い地域にしていくための浸水警戒区域の指定についても検討します。



水害に強い地域づくりの取組フロー



お問い合わせ

滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室

TEL 077-528-4291 FAX 077- 528-4904 E-mail ryuiki@pref.shiga.lg.jp